

令和5年度

広川町教育施策



〈基本方針〉

広川町は、第4次総合計画(改定版)の下、目指す将来像を「みんなでつくる未来 だれもが元気で笑顔に満ちたまち 広川 ～安全・安心・快適を実感できるまちづくり～」とし、諸事業を推進しています。

また、「第2期広川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、きめ細やかな教育環境整備事業及び地域ぐるみで誇りあるふるさとを教え伝える人材育成事業等を進めています。これらの方針のもと、令和2年度末に「広川町教育大綱」を改定し、令和3年度末にはその見直しを図りました。

さらに、令和4年9月の新庁舎への移転に伴い、機構改革がなされた9月1日から開始となった教育委員会の新たな枠組みの中で、再度見直しを図りました。

広川町教育委員会は、これまでの「広川町教育大綱」を基盤にして、教育基本法が示す公共の精神、日本人が培ってきた規範意識、それを醸成してきた伝統と文化を継承・創造する教育を目指すという制定の趣旨に即し、広川町が目指す将来像「みんなでつくる未来 だれもが元気で笑顔に満ちたまち 広川 ～安全・安心・快適を実感できるまちづくり～」の実現に向け、令和5年度広川町教育施策を次のように改定しました。

基本施策1 人が育つ、人を育てるまち

1 学びと人を育てるまちをつくる

1-1 学校教育の充実

児童・生徒一人一人に「志を持ち確かな学力と基本的な生活習慣」が身につくよう、指導力向上のための教職員研修の充実・推進に努めるとともに、それぞれの学校での特色ある教育活動を支援し、教育の目指すところを社会と共有・連携しながら実現させる「社会に開かれた教育」を実現します。

(1) 確かな学力の向上

基礎的・基本的な学力の向上と個性や創造性を伸ばし、「生きる力」の育成のため、

「知識・技能」の習得、「思考力・判断力・表現力」の育成、「主体的に学習に取り組む態度」を養います。また、個に応じた指導体制・指導方法の工夫改善に努めながら、国際化、情報化、環境教育など時代の変化に対応した教育の充実を図ります。

また、特別支援教育にかかる教材や施設の整備・充実、介助員などの配置を引き続き行い、特別支援教育の充実を図るとともに、適切な就学相談・指導に努めます。

【 目標値 】

成 果 指 標	目 標 値
<ul style="list-style-type: none"> ●全国学力・学習状況調査における国語、算数・数学の標準化得点 (対象：小学校6年生・中学校3年生) 	小学校国語、算数及び中学校国語、数学ともに標準化得点で100以上
<ul style="list-style-type: none"> ●福岡県学力調査における5年生及び中学1・2年生の国語、算数・数学の標準化得点 	小中学校国語、算数・数学ともに、標準化得点で100以上
<ul style="list-style-type: none"> ●家庭での学習時間の定着 全国学力・学習状況調査において、平日の家庭学習の時間が1時間未満の児童生徒の割合 	全国平均以下 (R3年度：小学校39.1%、 中学校24.0%)

【 具体的な取組 】

(1) 地域・保護者の確かな信頼を得て、小中学校が連携し、9カ年で育てる教育を基盤とした学力向上

- 町指定研究事業を継続し、特色ある教育の推進と学力向上を図る。また、教育週間に町民へ授業を公開する。
- 小中学校間の授業交流を推進する。
- 地域人材の積極的な活用や、教科の特質に応じた体験的な学習活動を行う。
- 各教科の育成すべき資質・能力の系統性を踏まえた9カ年カリキュラムを作成し、学力向上を図る。

●広川町教育研究指定事業の実施

- ・上広川小学校・中広川小学校・下広川小学校・広川中学校

●小中教科等部会の計画的な開催

- ・小中学校教育研究会における「小中学校合同授業研究会」の実施（7年次）

(2) 知識・技能及び思考力・判断力・表現力等の確かな学力の育成

①一人一台配置のタブレットを活用した学力向上

- 下広川小学校を拠点校としてタブレット活用による授業研究を各学校で実施する。
- タブレットの年間活用計画を作成し、確実な実施により学力向上を図る。
- ICT支援員を効果的に活用し授業実践を行うとともに、校内外の研修を通して、教師のスキルアップを図る。

●ICT支援員の全校配置

②特色ある適切な教育課程の編成・実施・評価

- コロナ禍に対応できる教育活動を展開するために、各教科の年間指導計画を見直し、作成を行う。
- 特色ある教育課程を編成し、組織的、計画的に教育活動の質の向上を図る。
 - ・教科等の指導計画と週案による指導内容及び授業時数の確保、また、実施状況の評価や校内研修、教室訪問等により授業内容の質を高め、日々の授業の量と質の管理を徹底する。
- 学力向上プランによる指導の重点化と重点教育活動の明確化を図る。

③学習指導要領に則った授業改善の推進

- 新しい時代に必要となる資質・能力の育成を目指し「主体的・対話的で深い学び」の授業改善を推進する。
 - ・書く活動を含めた表現活動を重視し位置付ける。
- 小学校と中学校のスムーズな接続という観点からの授業改善を推進する。
- 学習の見通しを立て、学習したことを振り返る活動を計画的に取り入れる。
- 繰り返しや個別指導の徹底により基礎・基本の定着を図る。

●生涯学習係が主管する「広川中学校放課後寺子屋（学び道場）」との連携

④全国学力・学習状況調査及び福岡県学力調査等、諸調査の分析・考察検証に基づく授業改善

- 学力向上推進会議（学力向上検証改善委員会）を年4回開催し、学力向上の取組について連携・共有化を図る。
- 調査結果の分析・要因究明・対策を入念に行い、課題を明確にした教育活動及び授業改善を行う。
 - ・学力向上の検証サイクルをスモールステップで行い、成果、課題の把握のもと新たな方策を設定する。

●町予算による標準学力調査等の実施

- ・小学校1・2年生：国語、算数
- ・小学校3～6年生：国語、社会、算数、理科
- ・中学校全学年：国語、社会、数学、理科、英語

●諸学力調査における本町の実態と考察等資料等の学校への提供

⑤小中学生の言語活動を豊かにする取組

- 教育課程及び学校の教育活動全体の中で言語活動を重視した取組を推進する。

●生涯学習係が主催する小中学生による意見発表会の実施（未定）

(3) 学ぶ意欲を高め個性や資質・能力を伸ばす教育の充実

- 課題別・習熟度別学習指導を計画的に実施し、個に応じた指導の工夫を行う。
- 児童生徒の努力の過程や結果をすばやく把握し、よさを認め、褒めて伸ばす教育を推進し、学ぶ意欲を育てる。

●町雇用常勤講師（各小中学校）及び非常勤講師（各小中学校）配置

(4) 社会の変化に対応した教育の充実

①外国語活動・外国語科及び国際理解教育の推進

- ALTを継続して町雇用し、計画的な活用を行い、小学校外国語活動及び外国語の授業の充実を図る。
- 外国語活動を1・2年生で10時間実施し、中学年の外国語活動への円滑な接続が行えるようにする。

- 町雇用ALTの継続配置
- 外国語活動・外国語の校内研修会の実施

②情報教育・プログラミング教育の推進

- 教科及び総合的な学習等において、効果的なタブレットの活用により、情報活用能力の育成を図る。
- プログラミング学習を通して、論理的思考力の育成を図る。
 - ・算数、理科を中心に各教科・領域で実施する。
- 各教科等のねらいを十分に踏まえ、各種視聴覚教材や電子黒板、タブレット等ICT機器を積極的に活用し、分かる授業の推進を図る。
- 学級活動、総合的な学習の時間等の指導内容に、「情報モラル育成」の指導内容を位置づけ、小学校から中学校までの9カ年、系統的に情報社会に参画する態度を育成するとともに、保護者への啓発を図る。

- 「親子で学ぶ規範意識」事業による規範意識の醸成及び情報モラルの育成・啓発

③環境教育の充実

- 教科、特別の教科「道徳」、総合的な学習の時間及び特別活動等において「環境教育」にかかわる内容を整理し、環境教育の学習を充実する。
 - ・教科等の指導と関連させて、栽培活動及びボランティア活動を体験させ、体験的に環境保全意識を高める。

④福祉教育の推進

- 乳幼児、高齢者及び障がいのある人たちとの交流による福祉教育を推進する。
 - ・総合的な学習の時間等における体験的な活動を実施する。
- 体験的な活動を通して認知症の人を含む高齢者への理解を深める。

- 乳幼児触れ合い体験学習の実施
- 認知症サポーター養成講座の実施（福祉課との連携）（5年次）
 - ・小学校は4年生対象で実施、中学校は3年生対象で実施
- 車椅子体験学習の実施

(5) 特別支援教育の充実

- 配慮を要する児童生徒に対する個別の支援計画及び個別の指導計画の作成による個に応じた支援・指導の充実を図る。
- 特別支援教育コーディネーターを中核に据えた校内研修の実施及び支援体制の充実を図る。
- 保護者や医療機関・福祉機関等と連携した就学に関する教育相談体制の充実を図る。

●町雇用特別支援介助員の各学校への配置

(6) 家庭学習の定着

- 「家庭学習のすすめ」や「家庭学習ヒントシート」等の活用により家庭との連携を深め、家庭学習の習慣化を図る。
- 学級活動等で家庭学習について指導し、実践化を図る。
- 保護者会等による啓発を行い、学年×10分間の家庭学習の定着を図る。

●教務担当者部会を中心とした家庭学習実態調査と読書習慣定着調査の実施

●定例校長会における調査結果の提示及び対策協議の実施

(2) 豊かな心の育成

人間性や社会性など豊かな心を育むために、特別の教科「道徳」を中心とした道徳教育や人権教育を通して、人権を尊重する意識の形成を図るとともに、児童生徒一人一人の生命の大切さや善悪の判断など、人間としての基本的な倫理観や規範意識を育成します。

また、いじめ、虐待、不登校、問題行動等の児童生徒の課題に対し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員との連携を図るとともに、家庭や地域と一体となった指導体制づくりや教育相談事業の周知を行い、問題の早期発見・早期解決を図ります。

さらに、すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指して、差別のない社会の実現に向けた人権・同和教育の推進を図り、児童生徒一人一人があらゆる人権問題に対する理解と認識を深めるための人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進します。

【 目標値 】

成 果 指 標	目 標 値
●いじめ問題の早期発見・早期対応・早期解消	いじめ問題の未解決事案0
●不登校児童生徒の減少	小中学校ともに前年度の不登校者数以下
●夢や目標をもつ子供の育成 全国学力・学習状況調査において「当てはまる」の回答率（全国との比較）	「将来の夢や目標を持っていますか」の質問で、「当てはまる」と回答した児童生徒の割合が、小中学校ともに全国平均以上
●読書習慣の定着 全国学力学習調査において「全く読書をしない」児童生徒の割合	小中学校ともに全国平均以下

【 具体的な取組 】

(1) いじめ・不登校の早期発見・早期対応・早期解消を図る取組及び指導の充実

- ①「令和5年度広川町いじめ防止基本方針」に基づいた、いじめの防止や早期発見・早期対応・早期解消等いじめの問題対応の強化

- 「令和4年度広川町いじめ防止基本方針」に基づき、学校に対する支援や関係機関との連携を図る。
- 様々な機会を通して、いじめの防止に資する保護者への啓発を行う。
- 校長会において各校の取組の状況報告を行い、情報の共有化を図る。

●いじめ問題対策連絡協議会の開催（年1回 場合によっては複数回開催）

②いじめの未然防止・早期発見・早期対応・早期解消を図る取組の充実

- 各学校の「いじめ防止基本方針」に則り、いじめを生まない教育活動の推進、早期発見の取組の充実、早期対応と継続的指導の充実、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等の充実を図る。特に、教育委員会と学校の連携による早期対応に重点を置く。
- 毎月1回の「いじめに関する生活アンケート」又、年3回の「いじめに特化したアンケート」等を実施し、早期発見・早期解消に努める。
- 「校内いじめ問題対策委員会」を毎月実施し、早期発見・早期対応・早期解消に努める。
- 前後期各1回、年間2回の「教育相談週間」を設定し、教育相談の充実を図る。
- 教員やスクールカウンセラー等による個別指導、教育相談の充実を図る。
- チェックリストや個人カルテの作成と活用による状況把握及びいじめを許さない学級・学校づくりを推進する。
- 地域・家庭との積極的な連携や関係機関との密接な連携の強化を図る。
- メールやライン等SNSにおけるトラブルを未然に防ぐために、PTAと連携して携帯電話等の使用時間を制限する取組を行う。

③不登校を生まない取組や早期解消を図る取組の充実

- 生徒指導連絡協議会を定期的に開催して情報交換を行い、小中学校が連携して不登校の防止及び不登校解消に向けた対策を協議する。
- 不登校を生まないための積極的な生徒指導及び組織的な教育相談体制を確立する。
 - ・共感的な人間関係、自己決定の場、自己存在感を大事にする教育活動や授業の実践を図る。
 - ・「福岡アクション3」及び「保護者のアクション3」の実践を図る。
- マンツーマン対応及びケース会議の開催による学校復帰への取組の強化を図る。
- 八女市教育支援センター及び町教育相談担当者並びにスクールソーシャルワーカー等との連携を強化し、学校への早期復帰への取組を行う。

●町雇用スクールソーシャルワーカー（SSW）の活用による教育相談、個別対応の充実

●スクールカウンセラー（SC）の町予算配置

（2）「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育の充実と授業改善

- 町・学校の課題に対応した実践的研究の推進を図る。
- 道徳科の授業時数の確保と年間指導計画に基づいた計画的な実施を行う。
- 「考え、論議する道徳」への指導の質的転換を図る工夫を行う。
- 豊かな体験と道徳的な実践の充実を図る。
- 目標を立てて取り組む強い意志、疑問解決のために工夫して取り組む態度・国際的視野に立った考えや、地域や日本の伝統文化を大切にする態度を育成する。

- 教育委員会による学校訪問時における「特別の教科 道徳」の授業公開
- 道徳教育に関する全小中学校実態調査の実施

(3) 夢・希望をテーマとする小中学校一貫したキャリア教育の推進

- 自分の生き方について考え、自立できる子供を育てるための小中学校9カ年を見通したキャリア教育を実施する。
- 体験や実践を表現活動と結び付け、児童生徒の言語活動の充実を図る。

- 小学5・6年生及び中学生を対象とした「持とう『私の夢』講演会」の実施

(4) 「読む・調べる」の習慣化を図る図書館教育の推進

- 読書ボランティアを生かした読み聞かせ活動を推進する。
- 朝の読書活動や家庭との連携による読書習慣の育成を行う。
- 教科等の学習の発展を通して、学校図書館を活用する指導計画を立て、学校図書館の活用を推進する。
- 町立図書館の利用指導を行い、町立図書館に関心を持たせるとともに、活用を促進する。
- 生涯学習係と連携し、小学生及び中学生の読書リーダーを養成する。
- 幼稚園・保育園・小学校が連携して読書活動を推進する。

- 上広川小学校の学校図書館教育研究の継続的な推進
- 町主催の子供司書講座の実施（12年次）
 - ・読書活動を旺盛にするための小学生の読書リーダーの育成
〈生涯学習係・町図書館との連携：7月24日、31日に実施〉
- 町主催の中学生読書サポーター講座の実施（7年次）
 - ・読書活動を旺盛にするための中学生の読書リーダーの育成
〈生涯学習係・町図書館との連携：8月7日、21日に実施〉

(5) 幼稚園・保育園・小学校連携教育の推進

- 「小1プロブレム」の解消を目指し、幼・保・小学校が連携した教育活動を推進する。
- 幼稚園・保育園児の小学校体験入学、入学者説明会を工夫する。
- 巡回教育相談による幼稚園・保育園児の実態把握を的確に行う。
- 3歳児検診時の「読書の階段事業」による絵本に親しむ環境づくりを生涯学習係と連携して推進する。
- 就学前6歳児対象の「家族でつくる読書の絆事業」による本に親しむ環境作りを生涯学習係と連携して推進する。

(6) 小中学校間の共通理解と共通実践に基づく生徒指導の推進

- 確かな生徒理解に立った望ましい人間関係を踏まえた集団指導・個別指導の充実を図る。
- 児童生徒の自尊感情・学ぶ意欲を高めるために、生徒指導の視点（自己決定・自己存在感・共感的理解・安全安心な風土）に立った授業づくりを推進する。
- 生徒指導上の問題に関する小中学校の情報交換、共通して実践する項目の検討・実施及び状況等の把握、不登校、いじめ等に関する課題解決策等の共通理解を図る。

- 小中学校生徒指導連絡協議会の開催（年間6回）
- 町民との児童生徒の実態把握の共有と共通実践を図る「広川町地域学校協働本部会議」の実施（年間2回実施）

（7）人権・同和教育の推進

- 小中学校教職員を対象に人権・同和教育研修会を実施し、教職員の人権感覚を高めると共に、人権尊重の精神の理解を深める。
- 校内推進体制の確立及び校内における教職員研修の充実を図る。
 - ・校内研修会における人権・同和教育係の指導主事の積極的な活用を推進する。
- 学校の人権・同和教育全体計画に沿った全教科、全領域における積極的な人権・同和教育を推進する。
- インターネット上のいじめ、新型コロナウイルス関連のいじめ等、新たな人権課題に対応できる子供を育てるための指導計画を作成し指導を充実する。
- 人権作文集の作成や人権ポスター等の募集を通して、児童生徒の人権尊重の精神を育てると共に、互いに助け合い、自他を大事にする態度を育てる。

- 授業を通じた実践交流会の開催

（3）健やかな体の育成

児童生徒の一人一人の実態に応じて、体育の学習や行事等を中心に体力の向上を図ります。

また、食事についての正しい知識や、望ましい食習慣を子供たちが身につけられるよう、学校、家庭・地域が連携して食育を推進することを通して、子供の基本的な生活習慣の確立を図ります。

【 目標値 】

成 果 指 標	目 標 値
新体力テストの総合点の全国平均との比較	小学5年生、中学2年生の男女ともに総合点で全国平均以上
児童生徒の朝食摂取の割合 全国学力・学習状況調査において「している」「どちらかといえばしている」と回答した割合の全国平均との比較	小中学校ともに「している」「どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合が全国平均以上

【 具体的な取組 】

- （1）実態把握と「1校1取組」運動を位置付けた体力向上プランによる計画的・継続的な体力向上の取組の推進

- 新体力テストを全校、全学年で実施し、その結果及び分析に基づく指導内容の重点化を図る。
- 運動能力の課題を把握して体力向上プランに具体化し、体育の授業づくりの工夫及び遊具を活用した体力向上の取組を進める。
- 「1校1取組」の数値化による目標を設定し、実施、評価を計画的に行い継続的に体力向上の取組をする。
- 休み時間の外遊びや部活動の奨励及び遊具の工夫等、日々児童生徒が体を動かす取組を工夫する。
- 中学校運動部活動の入部を推進する。

(2) 外部講師の効果的な活用による体育の指導の充実

- 小学校に小学生体育支援サポーターを配置し、児童の体力向上及び教員の指導力向上を図る。

- 小学生体育支援サポーター委託事業の充実
 - ・各小学校への体育の外部講師の配置（年間995時間）

(3) 食育・健康・安全教育の充実

- 食に関する全体計画や年間指導計画の充実を図るとともに、学校給食を生きた教材として活用する授業の工夫を行う。
- 食を通しての健康づくりと食の知識・食の習慣を育てる指導体制を整える。
- 幼稚園・保育園・学校、保護者との連携を図り、朝食を摂る取組を進める。
- 防犯訓練・防災訓練・安全教室等を定期的に開催し、児童生徒の安全意識を高める。
- 保護者・地域との安全に対する迅速な情報の共有化を図る。
- 全小学校で、災害を予想した保護者への児童の引き渡し訓練を実施する。

(4) 教職員の資質向上

教職員の資質向上のため、研修会の実施や県論文、町教育実践研究募集などによる実践的研究を推進し、教職員自らが修養と研鑽に取り組むことができる体制の充実を図ります。

また、教職員の働き方改革を推進し、効果的に教育活動が行える職場環境づくりに努めます。

さらに、児童生徒が主体的に学んだり、行動したりすることができるように、「教師は支援する」という学力観の転換に努めます。そして、教師自らが「ファシリテーター」としての側面を持つ教師像を求めます。

【 目標値 】

成 果 指 標	目 標 値
町教育実践研究の応募者数	各小中学校1名以上の応募
県教育論文の応募者数	各小中学校1名以上の応募

【 具体的な取組 】

(1) 校内研修の充実による指導力向上の取組

- 全小中学校を町研究指定校とし、教育課題に応じた校内研修により授業力を高める。
- 外部講師の積極的な招聘により研修の充実を図る。
- 積極的な指導主事訪問による指導・助言で指導力を高める。

- 上広川小学校における学校図書館を活用した理解力・表現力を培うための研究
- 下広川小学校におけるタブレット、電子黒板等 I C T を活用した教育の研究

(2) 教育研究所による研修の実施

- 広川町教育研究所・教育委員会主催の研修会を定期的、継続的に実施し、喫緊の課題解決及びキャリアに応じた力量の向上を図る。

- 小中学校教頭研修会の実施（年間4回）
- 主幹教諭等の資質能力を高めるための研修会の実施（年間3回）
- 初任者・経験1年教員合同研修会の実施（12年次）（年間1回）
- 初任者研修会の実施（7年次）（年間1回）
- 経験1年教員授業研修会の実施（7年次）（年間1回）
- 校長講話の実施（年間4回） 【新規】
- 教職員全体研修会の実施（年間1回） 【新規】

(3) ふくおか教育論文及び町教育実践研究募集による実践的研究の推進

- 実践研究等応募の奨励による実践と理論を関連付けた、指導力の育成

- 「ふくおか教育論文」の積極的な応募奨励（各学校1名以上の応募）
- 広川町「教育実践研究」の実施及び積極的な応募奨励（各学校1名以上の応募）
- 教育実践研究の表彰式の開催及び優秀論文の発表会の実施

(4) 中長期的な展望をもった研修員派遣の実施及び小・中学校教科等研究会の実施

- 県教育センターの短期研修及び附属小中学校、県教育センター等の長期研修への積極的な派遣
- 小中教科等部会の実施による小中学校の連携強化

(5) 学校教育施設・設備の整備・充実及び教育機器の整備

児童生徒が安全で安心して落ち着いた学校生活を送ることができるよう、老朽化が進む学校施設・設備については、長寿命化計画の年次計画に基づき、大規模改修・修繕を進めます。また、教育機器を適宜更新するとともに、I C T 教育の推進を図ります。さらに、個人情報保護のためのセキュリティ強化やネットワーク化を推進します。

また、各家庭における洋式トイレの普及状況、あるいはバリアフリー化、防災機能の強化などの観点からも、学校のトイレの洋式化を推進します。

【 目標値 】

成 果 指 標	目 標 値
小学校の洋式トイレの整備	小学校のトイレの洋式化の実現

【 具体的な取組 】

<p>(1) 老朽化が進む学校の施設・設備の整備</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>●小学校のトイレの洋式化</p> </div>

(6) 学校と家庭・地域との連携・協働

広川町学校運営協議会（コミュニティ・スクール）及び広川町地域学校協働本部の取組を充実させ、学校と家庭・地域及び教育委員会が連携・協働して、「地域とともにある学校づくり」を推進し、心身ともに健全な児童生徒の育成に努めます。

特に、広川町の特長を生かした地域の住民及び学生による学習支援活動を引き続き行います。また、児童生徒一人一人が確かな学力と基本的な学習習慣を身につけることができるよう、教職員の指導力向上のための研修の充実・推進に努めます。さらに、それぞれの学校での特色ある教育活動を支援し、それぞれの学校が目指す目標の実現のために、地域社会と連携・協働しながら「社会に開かれた教育」を実現します。

【 目標値 】

成 果 指 標	目 標 値
広川町教育週間の期間の学校公開で各学校が設定した地域住民の参加	各学校が設定した地域住民の参加数の目標を上回る住民の参加

【 具体的な取組 】

<p>(1) 校長の確たるリーダーシップによる学校経営の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ○校長の経営ビジョンの明確化と重点課題解決のための方策の具体化を図る。 ○校務分掌組織において主任・主事の責任を明確化し、教職員の職能成長を図る。 ○短期間でのP D C Aサイクルによる組織・運営の活性化を図る。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●町教育委員会の学校訪問による学校への支援・指導の充実 ●定例校長会の開催（年間 1 3回） ●定例教頭会の開催（年間 4回） </div> <p>(2) 教育委員会による学校への支援・指導の充実及び学校との連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定例校長会・教頭会における諸情報の提供や改善策の提示を明確に行うとともに、課題に応じ協議の時間を設定する。 ○学校との課題の共有及び学校への迅速な対応を行う。 ○学校訪問及び校内研修会等における学校の課題に応じた指導助言の工夫を行う。 <p>(3) 広川町学校運営協議会と連携した地域・保護者に信頼され、地域とともにある学校づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域住民に対して学校の取組を広く公表する。

- 11月1日～14日の広川町教育週間を、広川町の教育を地域住民とともに考える週間とする。
- 全小中学校PTAの「“新”家庭教育宣言」の取組により、基本的な生活習慣及び家庭学習習慣の定着を図る。
- 全小学校において地域住民が参加する地区懇談会を継続する。
- 広川町地域学校協働本部との連携を図り、家庭・地域と一体になって、児童生徒の生きる力を育む。
- 地域や家庭と連携・協働を推進し、積極的に学校の運営方針を公開する。
- 児童生徒の安全・安心を守るために、PTA、地域住民、警察等の関係機関と連携した危険箇所の点検や巡回指導を実施する。

- 「広川町学校教育説明会」の実施（5月実施）（7年次）
 - ・地域代表及び保護者代表等を対象に説明会を行い、施策等についての説明をすることにより、学校への信頼と理解を深める。
- 「広川町学校運営協議会」の年5回の開催
- 広川町教育週間の実施（11月実施）（6年次）
 - ・広川中学校の「持とう『私の夢』講演会」 ・「小中学生による意見発表会」
 - ・学校運営協議会委員による学校の教育活動の視察
 - ・各学校常時公開を基本

（4）学校評価の工夫による学校改善の取組

- 測定可能な達成目標及び具体的な指標を位置づける。
- 広川町学校運営協議会委員により「学校関係者評価」を実施する。
 - ・年間5回、広川町学校運営協議会を開催する。
- PTA総会、学校便り、ホームページ等により学校評価を公表する。

●「広川町学校関係者評価」の実施

（5）特色ある教育活動の展開と地域、家庭とともにある学校づくりの推進

- 日曜参観や土曜日の授業参観等、積極的に学校の教育活動を公開する。
- 全ての小学校で「土曜授業」を実施し、授業時数の確保とともに、積極的に保護者、地域に教育活動を公開する。
- 読書ボランティアや学習支援ボランティアを積極的に活用し教育活動を活性化する。
- 教育活動支援のために地域の方々やゲストティーチャー等の参加を促す。
- 学校の地域性や歴史による学校独自の教育活動を推進する。
- 学校便り・ホームページ・町広報誌等での積極的な情報の発信をする。

- 「広報ひろかわ」における学校紹介及び教育関係記事の隔月掲載
- 土曜授業の実施
- 上広川、下広川小学校におけるネット活動の継続と充実〈生涯学習係との連携〉

1 学びと人を育てるまちをつくる

1-2 生涯学習の推進

高度化・多様化する学習ニーズに対応し、子供から高齢者まで、生涯にわたって自らを高め、豊かな人生を送れるよう、学校教育との連携を図りながら、主体的に学ぶ生涯学習の充実に努めます。

(1) 特色ある生涯学習プログラムの整備と提供

各世代の学習ニーズの的確な把握に努め、公民館講座・活動を中心とした多彩で特色ある生涯学習プログラムの体系的な整備と提供を図ります。

また、広報紙や町ホームページをはじめ多様な情報提供の充実に努めます。

【 具体的な取組 】

(1) 特色ある生涯学習プログラムの体系的整備と提供

- 町民各世代の学習ニーズの的確な把握に努め、多彩で特色ある生涯学習プログラムの体系的な整備と提供を図る。
- 今後のまちづくりの核となる子供の体験活動の充実と、生涯学習事業の提供に努める。

(2) 広報ひろかわ・ホームページ等の情報提供の充実

- 広報ひろかわやホームページ等を効果的に活用し、町民が必要とする学習関連情報を提供できる体制の整備に努める。

(2) 学習成果の活用

住民の学習活動を支援し、学習の成果をまちづくり・人づくりに生かす生涯学習社会の実現のために、学習の成果を活用する場の確保を図ります。

【 具体的な取組 】

(1) 各団体の学習成果発表の場と内容充実

- 文化連盟による文化祭・芸能大会、自主サークル発表会等、まちづくり・人づくりに生かせる学習成果を活用する場を確保する。

(2) 広川町教育実践研究募集による学習成果の活用

- 生涯学習社会の実現のため、実践を伴う研究の成果を募集する。

(3) 地域における生涯学習の充実

地域における生涯学習の中心となる分館活動に対する支援を行うとともに、地域の特性や自然、文化を活用した学習活動を行います。

【 目標値 】

成 果 指 標	目 標 値
広川町の生涯学習活動・文化活動に関する取組についての満足度 (%)	満足していると答える住民の割合が27.2%以上
生涯学習施設の利用者数	「いこっと」などの生涯学習施設の利用者が延べ39,000人以上

(4) 町立図書館の充実

幅広い年齢層のさまざまな生涯学習活動を支援するため、利用者のニーズや社会情勢に沿った蔵書整備を進めるとともに、利用者の視点に立った講座を実施して利用しやすい図書館の環境整備を行います。

【 目標値 】

成 果 指 標	目 標 値
広川町立図書館蔵書の年間貸し出し冊数	年間貸し出し冊数が99,000冊以上

1 学びと人を育てるまちをつくる

1-3 生涯スポーツの振興

高度化・多様化する学習ニーズに対応し、子供から高齢者まで、生涯にわたって自らすべての住民がそれぞれのライフステージで体力や年齢に応じたスポーツ活動を行える環境づくりを支援します。

(1) スポーツ施設の整備充実・有効活用

既存の各種スポーツ施設について、老朽化の状況や利用ニーズに即した整備・充実を計画的に進めていくとともに、住民との協働による管理運営体制づくりを図り、有効活用に努めます。

【 具体的な取組 】

(1) 既存の各種スポーツ施設の整備・充実

○既存スポーツ施設の設備状況の把握と利用者の要求に即した整備・充実を計画的に進める。

【 目標値 】

成 果 指 標	目 標 値
社会体育施設を使用者数	年間使用者数が延べ110,000人以上

(2) 多様なスポーツ活動の普及促進

スポーツの必要性や重要性に関する広報・啓発活動を推進するとともに、さまざまなスポーツ情報の収集・提供を図り、住民のスポーツへの関心や健康管理意識を高めます。

また、スポーツと健康づくりの連携・一体化の視点に立ち、特に生活習慣病対策などの健康づくりプログラムの企画・実施を図ります。

さらに、福岡ソフトバンクホークスとの連携によるスポーツ活動の振興、町外から参加できるようなイベントの企画、だれもが気軽に楽しめるニュースポーツの発掘や普及などを図ります。

【 具体的な取組 】

(1) 多世代が参加できるニュースポーツの導入と普及

- ファミリーバドミントン・囲碁ボールの大会開催による生涯スポーツの拡充に努める。
- ニュースポーツ情報の収集ならびに地域での健康づくりとの連携に努める。

【 目標値 】

成 果 指 標	目 標 値
日常的にスポーツ活動をしている人の割合	22.4%以上

(3) スポーツ団体の支援

体育協会をはじめ各種スポーツ団体・クラブの支援に努めます。

また、だれもが参加できるスポーツ活動の場として発足した総合型地域スポーツクラブの自主運営について支援します。

【 具体的な取組 】

(1) スポーツ団体の組織活動育成と指導者の資質向上

- 研修等によるスポーツ推進委員の資質向上を図る。
- 広川町体育協会・その他スポーツ団体の支援に努める。

(2) だれでも参加できるスポーツ活動の場と、総合型地域スポーツクラブの支援

- 「総合クラブひろかわ」運営円滑化のための支援と魅力あるメニューの充実を図る。

1 学びと人を育てるまちをつくる

1-4 青少年教育の推進

地域社会や家庭における教育活動を推進するため、体験活動の充実と育成環境の整備を図ります。青少年が広川への愛着を持ち、健全に育つことを目指し、関係機関、家庭などが一体となって取り組む体制を確立し、青少年のまちづくり活動などへの参画促進や青少年団体の育成・支援を推進します。

(1) 学校、家庭・地域との連携

学校、家庭、地域との連携・協働により、それぞれの教育力を向上させる取組を推進するとともに、地域で子供を見守る体制づくりや、青少年健全育成町民会議を中心とした推進体制の充実を図ります。

(2) 家庭教育の充実

将来を担う子供の健やかな成長を支援するため、PTAや子育て支援団体との連携により、発達段階に応じた家庭教育の推進を図ります。

(3) 青少年の活動促進

各種青少年団体やグループ活動への支援を充実するとともに、活動への参加を促します。

また、世代間交流を通じた活動や企業と連携した取組など、青少年がさまざまな体験ができる機会の提供を図ります。

(4) 青少年のまちづくりへの参画促進

町の各種まちづくり活動などへの参画や、イベント、ボランティア活動、伝統芸能の継承活動などへの自主・自発的な参加を促進します。

【 目標値 】

成果指標	目標値
●青少年を対象とした主な町事業への参加者数	年間延べ950人以上

(5) 育成環境の整備

青少年団体などとの連携により、安全ハウスの設置や交通安全の取組、有害図書・広告の排除、街頭指導など、地域ぐるみの社会環境の整備を進めます。また、スマートフォンの普及によるSNS・インターネット犯罪など青少年の問題行動を早期に発見し、適切な指導・助言により問題行動の防止に努めます。

2 広川文化を発信するまちをつくる

2-1 多様な文化・芸術活動の支援

住民主体の文化・芸術活動を支援するとともに、史跡の保存・整備と町内各種文化財や地域特有の文化・芸術の伝承、発展及び創造に努め、これらの総合的な活用を推進します。

(1) 文化・芸術団体の支援

文化連盟をはじめ各種自主サークルからなる文化・芸術団体への支援に努めるとともに、住民による自主的な文化・芸術活動の活発化を促します。

(2) 文化・芸術イベントなどの充実

地域の特色を生かした文化祭、講演会や展覧会の開催など、魅力ある文化行事の企画・開催を住民との協働のもとに進め、既存施設を活用した多様な文化・芸術を鑑賞する機会と活動成果を発表する機会の充実に努めます。

(3) 文化財施設の整備充実

石人山・弘化谷古墳公園や善蔵塚古墳公園の充実と活用を図るとともに、施設のリニューアル、維持管理体制の充実を図ります。

(4) 文化財の保存

指定文化財の適正な保護に努めるとともに、その他の文化財や埋蔵文化財についても計画的に調査を実施します。

また、久留米餅や民俗芸能などの無形文化財についても、保存団体への支援、後継者の確保を図り、積極的にその保存・伝承に努めます。

(5) 文化財の活用

文化財の活用については、地域文化の理解を深めるため、啓発活動や講座、展示など文化財に対する住民への意識の向上を図ります。

また、文化財を通じた情報発信と交流活動での活用を図ります。

【 目標値 】

成 果 指 標	目 標 値
●年間の古墳資料館来館者数	年間延べ8,500人以上
●町の生涯学習活動・文化活動に関する取組についての満足度	27.2%以上

基本施策 2 出会いと語りのあるまち

1 人権を尊重するまちをつくる

1-1 人権尊重社会の形成

すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指して、住民一人一人があらゆる人権問題に対する理解と認識を深めるための人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進します。また、国や県との役割分担を踏まえて、相談に的確に応ずるための体制の充実を図ります。

(1) 人権教育・啓発推進体制の充実

地域の実情に即して実践できる指導者の育成、ニーズに合ったプログラムや教材の開発・整備、人権問題に関する意識調査の実施などを図り、人権教育・啓発推進体制の充実を図ります。

【 目標値 】

成 果 指 標	目 標 値
●人権教育の推進・啓発活動への参加経験	19.7%以上
●町の人権教育・啓発に関する取組についての満足度	15.1%以上

【 具体的な取組 】

(1) 部落差別をはじめあらゆる差別の解消に向けた啓発活動の一層の強化

- 「広川町部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護に関する条例」、「広川町人権教育・啓発指針」に基づき人権・同和問題の解決に向けた教育・啓発を効果的かつ断続的に推進する。
- 人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得できるよう啓発活動を強化していく。

(2) さまざまな啓発手法・媒体を活用した身近できめ細かな広報・啓発活動

- あらゆる人権課題について「広報ひろかわ」や「ホームページ」等を活用した啓発を充実させる。
- 同和問題啓発強調月間、人権週間などに街頭啓発や全戸配布チラシ・パンフによる啓発活動を実施する。

(3) 地域に密着した啓発活動の推進と人権について考える学習機会の拡大

- 町民一人一人が、学校・家庭・地域・企業などあらゆる場において、人権尊重の心を育む学習ができるように学習会、研修会の充実・推進を図る。
- 地域の活動拠点である各公民館において住みよい町づくり懇談会を実施する。

(4) 人権に関わりの深い分野の業務に従事する者に対する研修の充実

- 人権に関わりの深い町職員、保育園及び幼稚園教職員等の研修を行い、人権課題解決のための研修を行う。

(5) 人権が尊重される職場づくりのための企業啓発の推進

○自主的な取り組みが行われるよう、事業者や事業団体に対して、さまざまな機会をとらえて啓発に努める。

○教材の貸与や研修講師のあっせんなど、企業における研修の支援を行う。

(6) 県、関係諸団体との役割分担の明確化と連携強化

○人権擁護委員会、民生委員児童委員会、障がい者連絡協議会、保護司会等と連携した啓発活動を実施する。

○県や関係諸団体、人権に関する相談機関などと連携強化を図る。

(2) 人権教育・啓発の推進

住民一人一人が人権問題を単に知識として学ぶだけでなく、日常生活において態度や行動に現れる人権感覚を持つことができるよう、学校・家庭・地域・職域その他あらゆる場を通じて人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進します。

※ 学校における人権教育の充実は、「1-1(2)豊かな心の育成」に掲載。

【具体的な取組】

(1) 公民館分館を中心とした、地域の実情に応じた多様な学習機会の充実

○地域における非科学的、非合理的な生活態度を改善する取組ができる人材の育成を図り、地域の実情に応じた効果的な学習プログラムを実施する。

(2) 学習機会の創意工夫とニーズに応じた効果的な学習プログラムの実施

○住民意識調査等をもとに地域の実情や課題を明らかにし、より効果的な啓発を展開する。

○研修会・講演会のテーマに身近な課題を取り上げるなど、学習意欲を高め自らが主体的に学習内容を構築できる手法を創意工夫する。

(3) 人権教育を推進するための視聴覚教材や資料・冊子等の充実

○知的理解を深めるための資料・冊子等を作成し、その活用を図る。

○地域住民や企業に対する啓発推進のための視聴覚教材等を充実する。

(4) 人権・同和教育推進協議会の学習活動の促進・充実

○各部会の学習課題を明確にして、自発的な学習活動を推進し取組の充実を図るとともに、関係機関及び関係団体等と連携して人権・同和教育推進のための調査・研究を行う。

(5) 自主的な学習活動の促進と指導者の育成

○地域社会において人権教育を先頭に立って推進していく指導者の養成を図るため、社会教育団体に対する研修の充実を図る。

○町民が身近なところで、人権・同和教育についての理解や認識を深めることができるよう地域と連携した啓発を行う。

(6) 家庭教育に関する学習機会や情報の提供と学校・家庭・地域が連携した活動推進

○学校と連携を図り、保護者を対象とした人権・同和教育研修会を行う。

○家庭において、人権について子供と一緒に考える機会を提供する。

(3) 人権問題に関する相談体制の充実

人権擁護委員や生活相談員、民生委員児童委員などと連携し、当事者の立場に立ったきめ細かな相談活動ができる体制を整え、あらゆる人権問題の早期解決に向けた自立支援や人権擁護などの相談体制の充実を図ります。